

越前町立小中学校通話録音装置の設置及び管理運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は業務の公正かつ適正な執行を確保し、学校における教育指導上の紛争の防止を図るとともに、犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除することを目的として学校に設置する通話録音装置の管理運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 越前町立小学校及び中学校をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話開始とともに、自動で通話内容を録音し、記録する装置をいう。
- (3) 通話記録 通話録音装置により録音された音声及び記録された通話日時、通話時間、通話当事者の電話番号等の電磁的記録をいう。
- (4) 記録媒体 通話記録を電磁的方法により記録したメモリーカード等の媒体をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置の適正な運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び通話録音装置操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置く。

2 前項の職に充てる職員及び職務の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	職員	職務の内容
管理責任者	校長	通話録音装置及び通話記録の管理、並びに操作取扱者を指名し、当該操作取扱者に指示すること。
操作取扱者	管理責任者が指名する職員	管理責任者の指示に従い通話録音装置を操作し、通話記録の管理を行うこと。

(個人情報の取扱い)

第4条 通話記録に含まれる個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び越前町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前町条例第1号）その他の関係法令の規定により適切に取り扱うものとする。

2 管理責任者及び操作取扱者は、職務上知り得た通話記録に係る情報をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 通話記録は、法令に基づく場合を除き、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(通話記録の保存期間等)

第6条 通話記録は、通話録音装置本体内の記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまでとする。

(通話記録の管理等)

第7条 通話記録は、次の通り取り扱うものとする。

- (1) 記録した時の状態で保存し、改変しないこと。
- (2) 管理責任者及び操作取扱者以外の者による通話記録の複製、転送及び持ち出しを禁止する。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年1月1日から適用する。